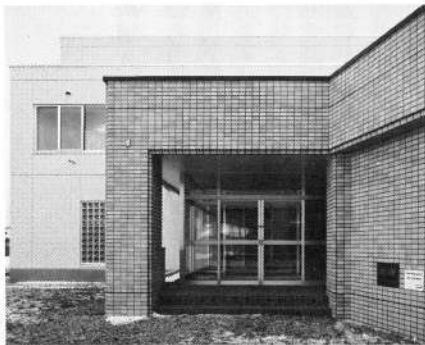


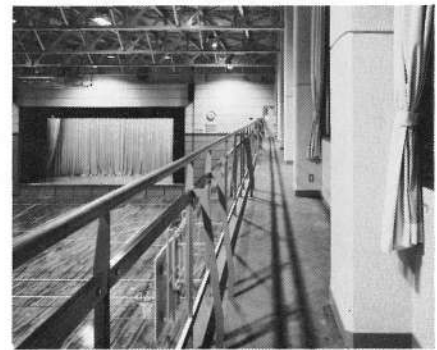
'86

2月号

No.191号



完成した
鹿部小学校
体育館



会 議 例 定

- 町条例の改正
- 土地及び建物の取得
- 昭和六十年年度各会計補正予算
- 監査委員に大沢喜代治氏を選任
- 固定資産評価審査委員に清水広舞氏を選任

など

議案第三号

鹿部町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
町職員の寒冷地手当を改定するため条例改正をしました。

議案第四号

土地及び建物等の取得について次のおり土地及び建物を取得することとしました。

○ 土地

所在 字本別四九四番一

他二十三筆

地積 五〇四、二八八㎡

(一五二、五四九坪)

○ 建物 三棟

○ 買収予定価格

六千万円(三年賦)

○ 買収の相手方

株式会社 東管

議案第五号

昭和六十年年度鹿部町一般会計補正予算について
一般会計の総額に歳入歳出それぞれ二六九四万二千円を追加し、予算総額を二億五八六万六千円としました。
歳出の主な内容は、次のとおりです。

○ 土地・建物購入費

○ 車両購入費

○ 重度心身障害者医療扶助費

○ 小学校落成式典費用

○ 小学校屋体ステージ幕購入費

○ 中学校補修費

議案第八号

昭和六十年年度鹿部町水道事業会計補正予算について
水道事業会計の収入支出予算の総額に収入二五〇万円、支出一五五万円を追加しました。(予算総額収入六二二万三千円、支出六〇二万一千円)

議案第九号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
給与条例改正に伴う関連部分の改正をしました。

議案第十号

鹿部町水産加工場排水汚濁防止施設設置資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
貸付利息を年三%から四%に引き上げました。

議案第十一号

監査委員の選任について
鹿部町監査委員に次の方を選任することに同意しました。
○ 氏 名 大 沢 喜代治

議案第一号

鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に従って町職員の給与の改定を行うため条例改正をしました。

議案第二号

幼稚園教員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教員の給与改定を行うため条例改正をしました。

議案第七号

昭和六十年年度鹿部町ミンク飼育事業特別会計補正予算について
ミンク飼育事業特別会計の歳入歳出予算の内で区分変更をしました。(予算総額一億二二二万八千円)

議案第十二号

鹿部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

鹿部町固定資産評価審査委員会次の方を選任することに同意しました。

○氏 名 清水 広 舞

決議第一号

石炭鉱業の長期安定及び産炭地域の振興に関する決議

次のとおり決議し、要請することとしました。

石炭鉱業の長期安定及び産炭地の振興に関する決議

全国石炭生産量の約六割を産出する本道の石炭鉱業は、採掘区域の深化、奥部に伴うコストの増高や海外炭との競合等により、厳しい経営を余儀なくされている。

このような状況のもと、国内炭は、資源の有効活用やエネルギーの安全保障、更には産炭地域の振興を図る観点から、今後とも、その活用を推進すべきである。

このため、国会及び政府におかれては、新石炭政策において石炭鉱業の長期安定と産炭地域の振興

が図られるよう次の事項を実現されたい。

記

- 一、現有炭鉱の維持、存続及び生産規模の現状確保を図ること。
- 二、生産及び保安確保のための各種助成制度を拡充強化すること。
- 三、現行「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を堅持するとともに、特に「石炭勘定」予算を大幅に増額すること。

以上決議する。

要請先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、労働大臣、自治大臣、北海道開発庁長官、資源エネルギー庁長官

議案提出者 渡部 良次

替 成 者 西谷 正昭

毛利 武蔵

高田 春吉

意見第一号

義務教育費国庫負担法の改定反対に関する要望について
次のとおり意見書を提出することとしました。

義務教育費国庫負担法の改定に

反対する要望意見書

大蔵省は、昭和六十一年度の政府予算案確定期に向けて、文教予算を二〇〇億円程度削減する方針を固め、義務教育費国庫負担金を大幅に削減しようとする姿勢を示しています。

その内容は、①小中学校事務職員、栄養職員の給与費に対する国庫負担の廃止、②教職員の退職後の年金である共済費、教職員に対する児童手当など人件費の一部を補助対象から外す、③財政的に余裕のある都道府県に対する補助率の引き下げなどというものです。

「義務教育費国庫負担制度」は、本来「義務教育無償の原則」に基づき、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することに

より、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。義務教育無償の原則に基づいて制定されたものであり、又、都道府県の財力の差による給与費、教育費の格差を防ぎ、一定の水準を確保するために設けられたものです。今日この制度は、国民の中に定着しており、現行教育制度の根幹をなしています。

又、学校教育は、校長・教員・養護教員・事務員・栄養職員など学校現場に勤務する教職員の一体となった協力共同によって成り立

っているものです。そのために「学校教育法」及び「教職員定数法」により、「配置基準」が定められているものであり、国庫負担の廃止、地方負担の強要はなじむものではありません。

しかし、今年五月第一〇二国会において「国の補助金等の整備及び合理化、並びに臨時特例に関する法律案（補助金一括法案）」が成立し施行されました。このことにより、「義務教育費国庫負担法」の中から、教材費及び旅費の国庫負担項目は削減され、恒久的に地方交付税交付金で措置することとなり、教育現場や各地方自治体に多くの混乱をもたらしました。

このように、大蔵省の義務教育費国庫負担大幅減方針は、学校教育制度の基本を無視し単に財政事情による予算削減の立場から出されたものと言わざるを得ません。

今後、更にこれらのことが推し進められるならば、ただちに都道府県及び各地方自治体の負担増につながり、地方財政を一層圧迫することは明らかです。

よって次の措置をされるよう強く要請いたします。

記

一、義務教育費国庫負担法の改定に反対すること。

二、義務教育費国庫負担法適用除外となった「教材費・旅費」の国庫負担復活を早急に行うこと。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により提出いたします。

提出先

内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長

議案提出者 西谷 正昭

替 成 者 毛利 武蔵

渡部 良次

高田 春吉



鹿部小学校新校舎の完成を祝う

一月二十七日三年生以上の児童が出席して 新装なった体育館で落成式行われる

五十九年度、六十年度の二ヶ年で全面改築工事を行っていた鹿部小学校は、五十九年度の校舎に引き続き本年度は体育館の改築工事が行われ昨年十二月二十日に完成し、落成式が一月二十七日、新装なった同校体育館で行われました。旧校舎は、昭和二十九・三十年の二ヶ年で現在地に建てられたもので、当時としては管内でも近代

的なテラックス校舎として建設されました。しかし三十年間も風雪に耐え老朽化が進む中で、日高沖地震や日本海中部地震等で校舎屋体に亀裂が生じ、耐力度調査を行ったところ、危険校舎であることが判明し、児童の安全とよりよい学校施設での学習を考え改築工事を行っていたものです。五十九年度には鉄筋コンクリー

ト造り二階建て、延べ三千二百八十八平方メートルの校舎を、本年度は、鉄筋コンクリート一部二階建て、延べ千二百二十四平方メートルの体育館を建設し、総工費八億八千四百八万六千円の鹿部小学校全面改築工事が完成しました。新校舎は、普通教室十五、特別教室七、その他校長室、職員室等があり、採光を十分に考えた明るい校舎となっています。体育館は、運動コートを広くとるためステージの一部が移動式になっているなど使いやすく工夫され、鉄棒、ロープ登り、バスケット、バレー等が行えるようになっていきます。落成式には、三年生以上の児童

が出席し、PTAや町、町教委関係者その他大勢の来賓を迎えて行われました。式は、町長の式辞で始まり、川村町長は、式辞の中で、改築するに至った経緯や旧校舎のこと、教育の大切さやこの超近代的な学校から創造性豊かで、明日の鹿部を担う人々が育つことを期待すると述べました。次いで、松本建設課長から工事経過報告があり、続いて工事関係者や篤志寄付者に感謝状の贈呈がありました。あいさつに立った来賓の奇藤渡島教育局长、湊森町長、中崎道議会議長は、近代的な設備といき届いた設計、体育館のへき画のすばらしさを称讃していました。続いて川村町長から児童全員に記念品が贈呈されました。謝辞に立った越前校長先生は、

「この学校は、いろいろな方が苦勞して建てた学校で、お金も八億八千万円もかかりました。一戸当りにすると全町で一戸当り六十五万円となります。三十年、五十年使う校舎であるから大切に使いましょう。先生方の注意をよく守っていつまでもきれいな校舎で勉強しましょう。そして校舎だけが立派だといわれないよう中味も立派にしましょう。」と児童に話しました。

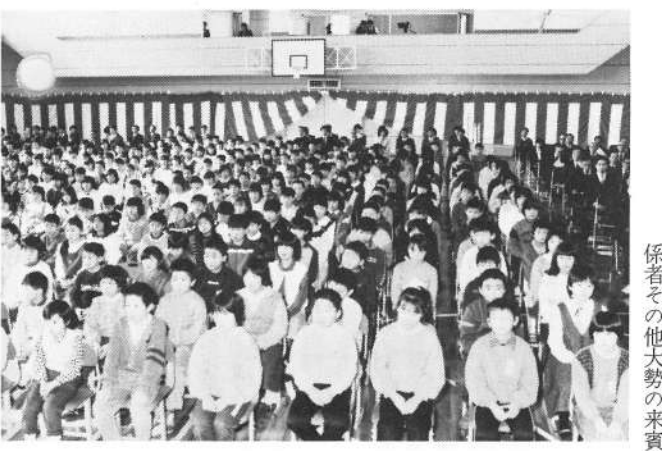
最後に児童を代表して六年生の西村君が「新しい学校に入れるのは私たちは幸せです。大切にして一生懸命勉強に運動に励みます」とよろこびのこぼすを述べました。

◎感謝状を贈呈された篤志寄付者

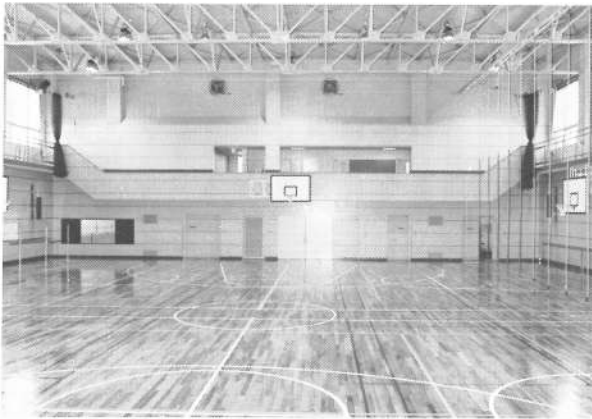
(順不同・敬称略)

- ・鹿部漁業協同組合
- ・鹿部水産加工業協同組合
- ・(御)道南冷蔵
- ・松本清高
- ・鹿部ライオンズクラブ
- ・鹿部町婦人連絡協議会
- ・鹿部婦人会
- ・鹿部商工会婦人部
- ・鹿部スタンプ組合
- ・大岩若草子ども会
- ・道場登
- ・黒田健也
- ・大沢喜代治
- ・野口政治
- ・繁田昌伝
- ・木村宗四郎
- ・根本得三
- ・阿部篤子
- ・古城清一
- ・盛田勇次郎
- ・中村スミ子
- ・近堂俊行
- ・第16区町内会
- ・鹿部小学校PTA役員一同
- ・鹿部町議会議員一同
- ・鹿部町教育委員一同

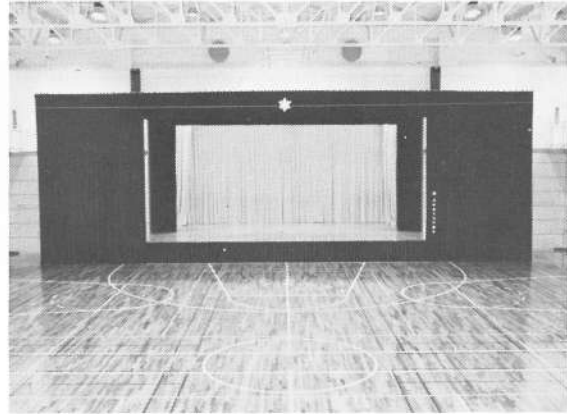
児童代表西村君



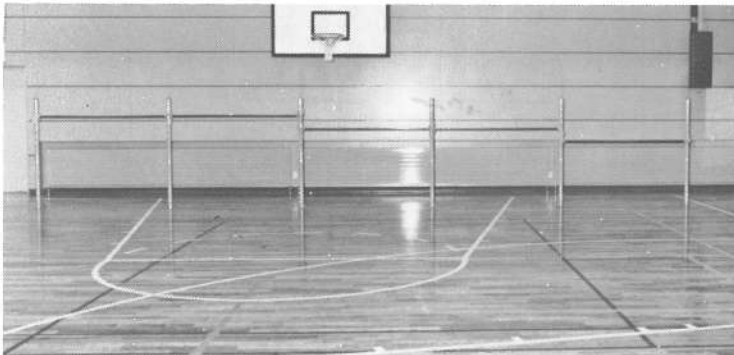
体育館内部



正面ステージよりの体育館ギャラリー



体育館ステージ

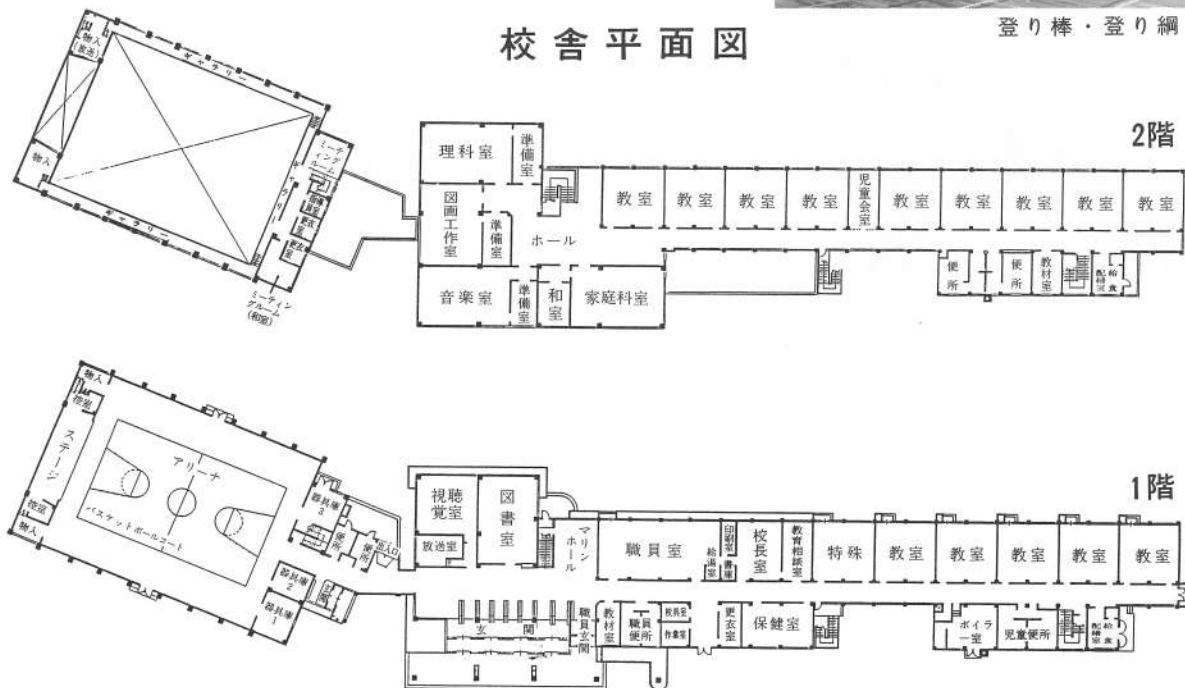


低鉄棒



登り棒・登り綱

校舎平面図



昭和六十年年度鹿部町表彰式 五人が表彰されました(一月一日)

昭和六十年年度鹿部町表彰式が一月一日、中央公民館において行われました。
本年度は、海中に転落した漁民を救助した佐藤佑一さん、永年にわたって消防団員として尽力された佐藤武俊さん、野田勝雄さん、町職員として永年務められた菅原康弘さん、川村正美さんの五人が表彰されました。



鹿部町表彰条例に基づく表彰は、当町の行政各般(教育・産業経済、保健衛生・民生・消防等)にわたって発展、文化の興隆に寄与され、その功労顕著な方、及び篤行著名な方等を表彰するもので、昭和五十年に第一回表彰式が行われ、今回で十一回目となりました。
今年度は、次の方々が表彰されました。

佐藤佑一殿

氏は、昭和五十九年十二月三十日、鹿部漁港において作業中誤って海中に転落した漁民の救助を求め、声を聞きつけ、迅速な行動と適切な措置によって人命救助したものであります。



佐藤武俊殿

氏は、昭和三十五年から二十五年間に亘り鹿部消防団員として活躍し、消防の使命達成に寄与貢献されました。



野田勝雄殿

氏は、昭和三十五年から二十五年間に亘り鹿部消防団員として活躍し、消防の使命達成に寄与貢献されました。



菅原康弘殿

氏は、昭和二十五年から三十四年間に亘り鹿部町職員として地方自治の振興に寄与貢献されました。



川村正美殿

氏は、昭和三十四年から二十六年間に亘り鹿部町職員として地方自治の振興に寄与貢献されました。



腎臓移植を待つ人に愛の登録を



腎臓疾患で、人工透析をしながら生活している人は道内で2,500人いるといわれています。そのうち約1,000人の人は腎臓移植を希望していますが、腎臓提供の登録をされている方がまだ少ない状況です。1人の人間の2個の腎臓に

腎バンク

より、2人の患者が救われます。死後の腎臓提供登録にご協力をお願いします。

▷問合せ 北海道腎臓バンク(札幌市中央区北1条西7丁目 おおわだビル)へ

年末にビッグなプレゼント!

七〇才以上のお年寄りに

夜光反射チヨッキを贈る。



①夜間の外出はなるべく避ける。②どうしても夜間外出する時はドライバーの目につきやすい白っぽい服装をする等を訴えて、夜光反射材の幹施等も行っていますが、不幸にも二件の事故が続いて発生してしまいました。こうした不幸な事故をなくそうと、ライトが当たると反射するチヨッキ三百二十着を購入し、七十歳以上のお年寄りに贈呈することにしました。

贈呈式は、各地区のお年寄り代表が参加して行われました。

町は、お年寄りの交通事故防止を図るため、七十歳以上の方全員に夜光反射チヨッキを贈ることにし、十二月二十六日、役場会議室で贈呈式が行われました。

当町では、九月二十六日には六十二歳、十一月三日には七十七歳のお年寄りが相次いで交通事故で亡くなられましたが、その時間はいづれも夕方、黒っぽい服装であったために運転者の前方不注意に拍車をかける結果となりました。

これまでも町及び町交通安全推進委員会等の交通安全関係団体では、老人の夜間の交通事故防止の

警察署長は、「交通安全上お年寄りの夜間の外出は避けてもらいたいですが、どうしても出かけたければならない時は、めんどうがらずにこのチヨッキを着用し、町の配慮をムダにしないよう交通安全に充分気をつけてほしい」とあいさつしました。

贈呈式終了後は、引き続きお年寄りの交通事故防止対策会議が行われました。

お年寄りの皆さん、またお年寄りのいる家庭の皆さん、夜間外出する際は、ドライバーに「自己の存在」を示すことが事故防止につながりますので「夜光チヨッキ」の着用をお願いします。



第三回書初め大会

— 今年の決意を込めて —

町教育委員会主催による第三回書初め大会が、一月九日、中央公民館において行われました。

これは、一昨年から行われているもので今年で第三回目となり、小・中学生が多数参加して行われました。

「はつ日の出」「楽しい正月」「洋上の初日影」等の課題の中から自分で選んで、スミを十分つけたいっぱい書初めをしました。



- | | | |
|-------|-------------|-------------|
| 教育長賞 | 伊藤 こそえ (中三) | 葛西 奈美 (小四) |
| 文協会長賞 | 高田 仁 (小三) | 柳沢 学 (小三) |
| 道新賞 | 小林 城幸 (小五) | 稲葉 千春 (小六) |
| 金賞 | 飯田 真理子 (小六) | 工藤 江利子 (小四) |
| | 古城 伸也 (小五) | 吉田 俊 (小二) |
| | 高橋 慶子 (小二) | 木村 みち子 (小一) |
| 銀賞 | 永沢 恩美 (小六) | 真鍋 香 (小六) |
| | 福地 洋一 (小五) | 川村 一茂 (小五) |
| | | 山田 杏子 (小二) |

洋上の初日影
中三 伊藤 こそえ
教育長賞
伊藤 こそえさん

はつ日の出
高田 仁
文協会長賞
高田 仁くん

楽しい正月
五年 小林 城幸
道新賞
小林 城幸くん



新しい年金制度 ①

制度改正の 四本の柱

今年の四月から公的年金制度が変わります。今回の改正は、今後、高齢化社会を迎えるなかで、公的年金制度を長期的に安定したものに改革することを目的としています。主な改正点は①「基礎年金」制度の導入——従来の国民年金の適用を広げ、すべての国民が加入する②給付水準と保険料負担の適正化③婦人の年金権の確立④障害年金の充実——などです。

今後、三回にわたって「新しい年金制度」を紹介いたします。

〔注〕共済年金の改正案については現在国会で審議中ですが、同法案が成立すれば、既に改正法が成立した厚生年金、国民年金と同時に来年四月から、施行されることとなります。

1 サラリーマンも国民年金に加入

■基礎年金制度の導入■

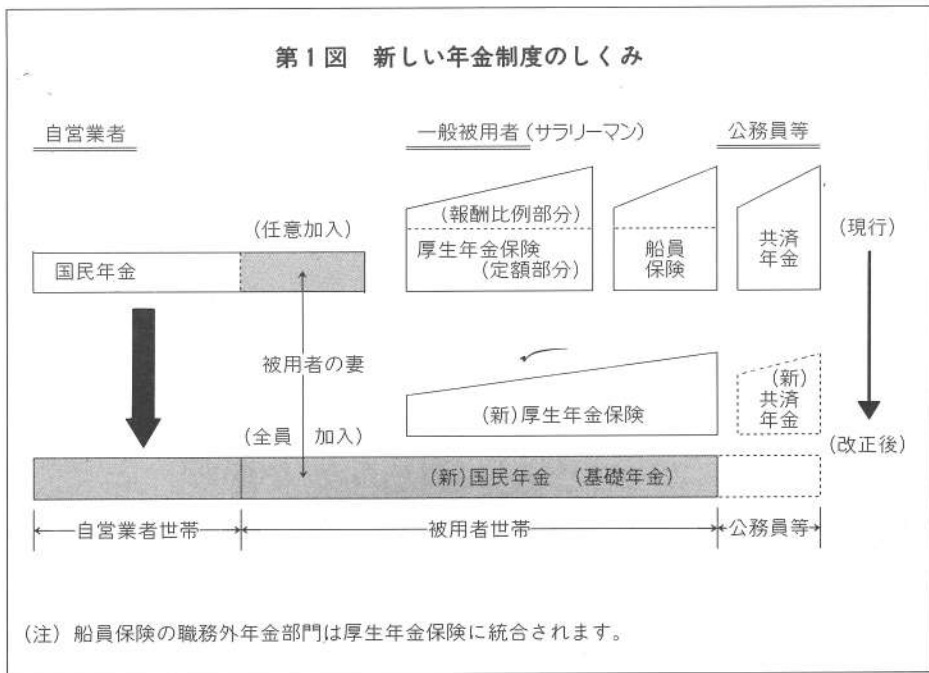
今回の改正で「基礎年金」制度が導入されます。基礎年金とは、今までの国民年金に自営業者等だけでなく、サラリーマンやその奥さんなども含めた国民（被保険者すべてが加入し、共通の給付として支給されるもので、国民すべてで年金の基礎部分を支えていくというものです。

この結果、厚生年金保険は国

民年金の上に乗し、加入期間分の「報酬比例の年金」支払った保険料額に応じた年金を支給する二階建ての新体系となります（第1図参照）。また、船員保険は厚生年金に統合されます。なぜこのような改革が必要なのでしょう。

今までの公的年金制度は、サラリーマンなどを対象とする厚生年金、船員を対象とする船員

第1図 新しい年金制度のしくみ



保険、公務員などを対象とする四種類の共済組合、および自営業者、農業者などを対象とする国民年金に制度が分かれていま

した。そして、各制度ごとに給付と負担の設計が行われていたために、結果的に制度間にさまざまな格差が生じていました。また、制度が職種を中心としてタテ割

りてつくられているため、産業構造の変化や、それにもなう就職構造の変化に対応できない部分がありました。例えば、国鉄共済組合や船員保険の被保険者の減少は、制度の財政基盤を不安定なものにしていました。その他にも、制度が分かれているため、一人の人が複数の年金を受けるケースなどが生じており、その適正な調整を行う必要があるといった問題もありました。

へ基礎年金制度のメリット

こうした問題を解決するため導入された基礎年金制度のメリットを見てみましょう。

- (i) 制度間の格差が是正できる。各制度共通の仕組みなので、すべての国民にとって給付の条件や負担が等しくなります。
- (ii) 就業構造の変化による影響を受けにくい。自営業者もサラリーマンも一緒にあって制度を支えているので、ある業種の被保険者が減少しても基礎年金部分へは影響が及びにくくなります。

(iii) 一人一個の基礎年金が確立される。

重複給付などを防ぐことができます。

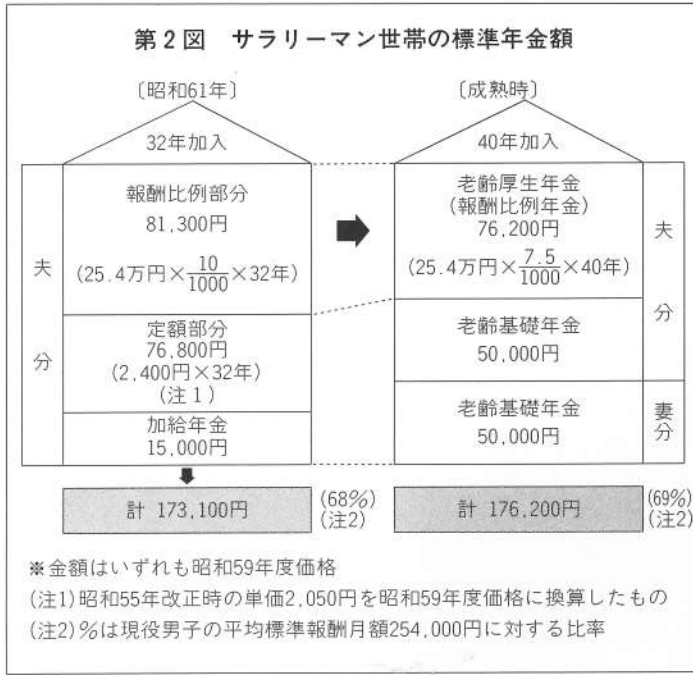
2 現状のままだと負担増に

■給付と負担の適正化

今回の改正では、年金の給付と負担を適正化するために、サラリーマン世帯の場合、標準的な年金額が現役勤労者の平均賃金の六八%という、現在の水準程度が将来にわたって維持されるようになりました(第2図参照)。

〈適正化を図る背景〉

現在、年金受給者の平均加入年数は三十二年ですが、今後は四十年程度が一般的になると考えられます。現状の給付水準をそのまま続けていくと、将来の年金額は、現役勤労者の平均賃



金の八割以上にもなりません。さらに、奥さんが国民年金に四十年間加入していたとすると、夫婦合計の年金額は現役の平均賃金の一〇九%になってしまいます。

現役勤労者と年金受給者の生活費の内訳を見ても、現役勤労者は賃金から税・社会保険料を引かれ、さらに子供の教育費や住宅ローンなどを払っていかなければなりません。これに対し、年金受給者は、税法上優遇されている上に年金保険料の支払いは不要で、家計も老夫婦二人の生活を維持していけばよい。これらのことを考えると、現役勤労者の平均賃金の八割や十一割というのはいかにも高い給付水準といわざるをえません。

〈ピーク時には四倍の負担に〉

また、このような高水準の給付を支えるためには、現役世代の保険料負担をピーク時(昭和百年ごろ)には現在の四倍程度に増やさなければならなくなり、負担面からみても、現行制度の構造的水準は高すぎるということができます。

このような状態にならないために、給付や負担の水準を適正化することが必要なのです。

3 奥さん名義の年金が持てます

■奥さんの年金権の確立

改正前の制度では、サラリーマンの奥さん(専業主婦)は、国民年金に任意加入しない限り、自分名義の年金は持てませんでした。

今回の改正では、サラリーマンの奥さんを含む国民が国民年金に加入することになり、それぞれの名義の基礎年金の支給を受けることができるようになります。

改正前の制度では、サラリーマンの奥さん(専業主婦)は、国民年金に任意加入しない限り、自分名義の年金は持てませんでした。今回の改正では、サラリーマンの奥さんを含む国民が国民年金に加入することになり、それぞれの名義の基礎年金の支給を受けることができるようになります。

4 障害基礎年金の適用を拡大

■障害年金の充実

二十歳未満で障害者となった方は、今までは二十歳を過ぎても低額の障害福祉年金しか受けられませんでした。これらの方も改正後は、二十歳以後に障害者となった方と同額の障害基礎年金が支給されることとなりました。



障害基礎年金の拡大

障害福祉年金	障害基礎年金
1級障害 38,400円/月	→62,500円/月
2級障害 25,600円/月	→50,000円/月

(注) 月額はずべて昭和59年度価格です。

寒さなんか吹きとばせ

町内会(子供会)軽スポーツ教室 開催される

開催される

町教育委員会社会教育課では、町民の皆様が「スポーツに親しみたくましい心と体をきたえる」ようにいろいろなスポーツ事業を実施していますが、この度地域町内会から要望があつて「冬期町内会(子供会)軽スポーツ教室」を一月十三・十四日の二日間青少年会館で開催しました。

この教室には、多数の子供達が参加し、十三日は、ストレッチ体操、バウンドテニス(軟式テニスをかんたんにしたもの)、ミニバレー、バドミントンの四種目の基礎練習をしました。

十四日は、ストレッチ体操で体を充分柔らかくし、前日に練習したミニバレーを低学年、高学年のグループに分けて試合をしました。

試合では、練習の成果を充分出し、白熱した試合をしていました。今後も各地区の町内会子供会から要望があれば施設の利用調整をし、スポーツ教室も開催して指導したいと思つていますので、各地区町内会子供会にあつては、事業計画の中に取り入れてどしどし活用して下さい。



また、種目についても要望があれば、いろいろな種目も実施したいと思つていますので電話等で申し込み下さい。

(教委 社会教育課)

冬の運動不足は体に毒です。

屋内スポーツをしましょう。

青少年会館のご利用を

教育委員会では、町民の皆さんの体力向上と健康促進を図るため各種の体育事業を実施していますが、冬期の間は屋外スポーツを行う機会が少なくなり、そのため運動不足のため身体が堅くなつたり、体重がふえたりして健康上好ましくない状況になります。

このようなことがないよう屋内スポーツをすることが、ご自分の体調維持のため大切です。屋内スポーツ施設としては、青少年会館がありますが、皆様が充分運動できるような施設及び用具の整備をしています。どうぞお気軽にご利用下さい。

ご利用の際は、事前に教育委員会に届け出し許可を受けてから使用していただきます。尚、利用料金は無料です。

- ◎青少年会館でできるスポーツ
- 一、バドミントン 三面
- 二、バウンドテニス 三面
- 三、ミニバレーボール 三面
- 四、バレーボール 一面
- 五、バスケットボール(ミニ) 一面
- 六、卓球 六面
- 七、ゲートボール 一面
- 八、軟・硬式テニス(ミニ型) 一面

注)全ての種目が一度にできることではなく、コートを全て使った場合の面数です。

◎備え付けのスポーツ用具

- 一、バドミントン ラケット 二十本、ネット 三組
- 二、バウンドテニス 羽根 有
- 三、ミニバレーボール ネット 八ヶ
- 四、バレーボール ネット 一組
- 五、バスケットボール ネット 十ヶ
- 六、卓球 ネット 二組
- 七、軟・硬式テニス ネット 二ヶ
- 八、ゲートボール ネット 十ヶ
- 九、卓球 卓球台 五台
- 十、軟・硬式テニス ラケット 各四本
- 十一、ゲートボール ネット 各一ヶ



八、ゲートボール
スティック・ゲート

室内球 有

○申し込みが重なつたときは、先に申し込みのあつた方を優先します。

○冬期間は、暖房設備を整えています。

○申し込みは、教委社会教育課へ(七一三二二四一公民館内)

(教委 社会教育課)

お知らせ



ご寄付のお礼

◎鹿部町婦人会(会長境井美津子さん)より、しめなわ等正月用品販売の益金の一部から一万円のご寄付が町社会福祉協議会にありました。

社会福祉協議会では、ご芳志通り有効に使わせていただきます。本当にありがとうございました。

ご利用ください 国の進学ローン

- 対象 / 今春、高校、大学等に進学されるお子さんをお持ちの方
 - 融資額 / 進学者一人当たり50万円以内
 - 融資期間 / 高校は3年以内、大学は4年以内
 - 利率 / 年7.0パーセント
 - 保証 / 保証基金または保証人1名以上
 - 返済方法 / 毎月元利均等返済(ボーナス月増額返済を併用できます)
 - 取扱期間 / 61年4月まで
- ◇詳しいことは、国民金融公庫函館支店(0138-23-8291)信用金庫、漁協信用部の窓口にお問い合わせください。

交通事故でお困りの方は 交通事故相談所へ

道では、交通事故による損害賠償や示談、その他いろいろな問題について無料で相談を行っています。

交通事故にあつてお困りの方は、渡島支庁交通相談室にお出かけになるか、または電話でお気軽にご相談下さい。秘密は必ず守ります。

○渡島支庁交通事故相談所
渡島支庁内
☎〇一三八一五一一九二一一

※相談の受け付けは、日曜・祝日を除いて毎日午前九時から午後四時(土曜日は午前十一時)までとなっています。

なお、詳しくは役場総務課交通安全係へお問い合わせ下さい。(総務課)

確定申告は 正しくお早めに

昭和六十年分の所得税、個人の事業税、住民税の確定申告は、二月十七日から受付が始まり、申告期限は三月十五日となっています。

申告期限間近になりますと窓口が大変混雑し、落ちついて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくことにもなりますので、確定申告はできるだけ早めにお済ませ下さい。

特に、今年の三月十五日は、土曜日にあたり、一層の混雑が予想されますので、早期申告にご協力下さい。

(税務課・税務署)



事業主のみなさんへ

雇用保険率が引き下げられます

この度、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、雇用保険率が次のとおり引き下げられますのでお知らせします。

なお、詳しくは職安窓口でおたずね下さい。

- 一、施行期間
昭和六十一年四月一日から一年間
- 二、対象事業
全産業
- 三、引下げ率
千分の十四・五
千分の十六・五のそれぞれ
千分の十七・五 千分の〇・五
- 四、その他

- (一)、四事業率の引下げですから被保険者負担保険料額の変更はありません。
- (二)、昭和六十一年度労働保険料の概算申告納付は変更後の雇用保険率で算定して下さい。(函館公共職業安定所)

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正されました

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が昨年六月に改正されました。

その概要は、次のとおりです。

- 一、支給対象者
- (1)昭和六年九月十八日以降戦死又は戦病死された方の遺族で、昭和六十一年四月一日において遺族年金、公務扶助料などの受給者がいない遺族に、改めて額面三十万円の国債(十年償還無利子)が支給されます。(前回三万円・十二万円・二十万円の国債を受給した遺族を含む)
- 二、国債の償還開始は、昭和六十一年六月十五日からです。
- (2)特別弔慰金は、戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等内の親族のうち先順位者一人に対し支給されます。

- 二、受付場所及び照会先
民生課 社会福祉係
- 三、留意事項
- (1)請求期限は、昭和六十三年六月十三日までとなっています。
- (2)受付に際しては、印鑑、前回の特別弔慰金受給者は、裁定通知書及び当該国庫債券を持参願います。



(民生課)

さわやか君 西村 宗



歳時記

つらら

つらら——もしかしらたら、つららと言わずに、つらりとか、つらる、つられなどと言方がいるかもしれません。何だか、舌がもつれそうなお話になりましたが、つららというのには、ご存じのように、寒い時に軒先や、岩のてっぺりなどに下がる氷の棒です。つららは地方によってさまざまな呼び方があり、さきにあげた言い方のほかに、つらろ、ちろろなどもあるそうです。そして、語源についても、「滑滑」すなわち、なめらかなということだとか、「連ら」と

または「列ら」の意味だとか色々あります。古くはつららと言わずに「垂氷(たるひ)」と言ったようです。ところで、つららの下がる光景というと、北国を思い浮かべますが、二月七日は「北方領土の日」です。一八五五年(安政元年)のこの日に、日露通好条約(下田条約)が締結されました。この条約で択捉島から南の島々を日本領と決めました。その後、一九四五年(昭和二十年)八月九日、当時まで有効だった「日ソ中立条約」をソ連が一方的に破って、対日参戦し、九月

三日までに北方領土(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)を占領しました。北方領土の返還運動はその後ずっと続けられてきましたが、日ソ両国の永遠の友好をという願いをこめて、昭和五十六年に「北方領土の日」が定められました。北方領土は、日本固有の領土です。国をあげての世論を盛り上げ、返還を実現しましょう。



西村工推中
村藤田藤野村
由スあ助昭
雄トシエゑ五八
七五五八九
三二九一五
才才才才才
鹿本本鹿大
部別別部岩
別所

氏名 享年 住所
おくやみ
もうしあげます

佐藤和也	佐藤登喜夫	水口幸夫	東出満	中山勝照	佐藤良太	山元大文	木上沙由美	佐藤沙由美	川村将子	清水水希子	木村圭吾	池田知範
宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜

氏名 おたんじょう
おめでどう

世帯と人口

61.1.31現在
()は前月比です

世帯数	1,364世帯(+2)
男	2,561人(+8)
女	2,556人(-4)
計	5,117人(+4)

戸籍の窓

2月・3月の救急病院

2月23日	……	沢田 医 院 (鹿部町)	☎01372(2)2105
3月2日	……	砂原町 国保 病院 (砂原町)	☎01374(8)3131
3月9日	……	南茅部町 国保 病院 (南茅部町)	☎ (2)3511
3月16日	……	砂原町 国保 病院 (砂原町)	☎01374(8)3131
3月21日	……	南茅部町 国保 病院 (南茅部町)	☎ (2)3511
3月23日	……	渡島リハビリテーションセンター診療所 (鹿部町)	☎ (7)3321
3月30日	……	砂原町 国保 病院 (砂原町)	☎01374(8)3131

——診療時間は午前9時～午後4時——

発行/鹿部町 編集/企画管財課 製作/久保内印刷